

植物検疫に関する研究会報告書のポイント

・研究会開催の趣旨及び開催状況

- ・輸入農産物の増大・多様化等の植物検疫を巡る情勢の変化に的確に対応し、植物検疫のあり方を再点検するため、植物検疫に関連の深い食品流通業、消費者代表、植物病理学、応用昆虫学等各分野の有識者で構成する研究会を昨年5月に立ち上げ。
- ・研究会委員による植物検疫の現地調査を実施するとともに、研究会を6回開催し議論を重ねた上で、概要以下のとおりの報告書を取りまとめ。

・報告書のポイント

近年においても輸入農産物の増大・多様化が一層進展するとともに、国際基準との調和が一層求められている。さらに、植物防疫所には新たなニーズに対する対応も求められている現状を踏まえ、今後の植物検疫について、以下の方向性を提示。

1. 輸入植物検疫の一層の重点化

(1) 病虫害の侵入防止に向けた重層的対応の強化

- ・断固侵入を阻止すべき病虫害については、科学的な知見を踏まえて引き続き万全の対応を行うべき。
- ・また、病虫害のまん延を未然に防止するため、病虫害の侵入警戒調査の充実を図るとともに、新たな病虫害の発生が見られた場合の国及び都道府県が講じるべき措置を取りまとめた行動計画を策定し、適切で速やかな対応に向けた体制整備が必要。

(2) 重点化の方向性

- ・種苗類は、病虫害の侵入リスクが高いことから検査体制の強化が必要。
- ・病虫害の侵入リスクに応じた検査抽出率の弾力化等が必要。
- ・輸入された種苗類等の一部を栽培し、り病状況等を確認するモニタリング調査を実施するなど、輸出国に栽培地検査を要求している植物の検疫体制の強化。
- ・検疫有害動植物については、輸入植物の用途や輸送形態も考慮し、可能な限りリスクの定量的な評価を含めて、適時適切なPRA（病虫害危険度解析）を実施し、それぞれのリスクに応じた措置となるよう検証し、対応していくことが適当。
- ・上記PRAを適切に実施するため、植物防疫所のPRA等調査研究部門を強化。

(3) その他充実強化を図るべき事項

- ・ 植物検疫措置に係る国際基準が定められた木材こん包材については、我が国への木材こん包材についても、諸外国の動向を見極めつつ、リスク評価の結果に基づいて適切な措置を講じる。

2 . 食の安全・安心への配慮

- ・ 植物検疫における消毒措置については、臭化メチルの一層の放出削減に努めるとともに、温度処理等による消毒技術の開発や臭化メチル代替剤の開発等を一層推進。

3 . 輸出入・港湾手続の 2 4 時間・ 3 6 5 日化等貿易・物流分野のニーズへの対応

- ・ 植物検疫の 2 4 時間・ 3 6 5 日化への要望については、必要な体制の整備に努力。 この場合、植物防疫所の業務内容の見直しを行い、情報システムの管理運用等周辺業務の外部委託を推進。

4 . 生物多様性の保全等植物検疫以外の分野からの新たなニーズへの対応

- ・ 植物検疫分野以外からの新たなニーズに対しては、植物防疫官の専門性が活かされる分野について可能な限り積極的に対応。

5 . その他

(1) 輸出検疫体制の強化

- ・ 農産物の輸出促進に向けた積極的な動きがみられることから、諸外国の検疫条件に係る情報の提供体制を強化するとともに、輸入国の検疫上の要求条件を満たすための技術開発等を推進。

(2) 広報の充実

- ・ 植物防疫所の業務を積極的に広く国民に P R することが重要。

本報告書の提言に対する実施状況のフォローアップ等を実施するため、必要に応じ本研究会を開催。